

平成21年度 大学教育・学生支援推進事業

公募要領(抜粋)

1 事業の背景・目的

[背景]

我が国の大学教育においては、知識基盤社会を担う優れた人材を育成することが求められている一方、「大学全入」時代を迎え、学生の知識・学習習慣・学習意欲の多様化に対応していく必要がある。

中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年12月24日）においては、各大学が、教学経営における「三つの方針」の明確化等を進める必要があり、この中で特に「学位授与の方針」については、学習成果ということを重視する観点から、各大学において、学位授与の方針や教育研究上の目的を明確化し、その実行と達成に向けて教育活動を展開していくことが必要とされている。その上で、我が国の学士課程教育が分野横断的に共通して目指す学習効果に関する参考指針として「学士力」が示されており、国として各大学における学位授与の方針等の策定等を促進・支援することとされている。

[目的]

本事業は、各大学・短期大学・高等専門学校（以下、「大学等」という。）から申請された、各大学等における学士力の確保や教育力向上のための取組の中から、達成目標を明確にした効果が見込まれる取組を選定し、広く社会に情報提供するとともに、重点的な財政支援を行うことにより、我が国の高等教育の質保証の強化に資することを目的とする。

2 事業の概要

(1) 募集の対象

○ 学長（高等専門学校においては校長。以下、「学長等」という。）を中心とするマネジメント体制の下、国公立大学、短期大学、高等専門学校（私立とは設置者が学校法人のものに限る。）が、本事業において設定する2つのテーマそれぞれの趣旨・目的に沿った達成目標を明確にし、確実な計画のもとに、組織的に大学等の学士力の確保・教育力の向上を図ろうとするもので、我が国の高等教育の質保証の強化に資する取組を募集の対象とします。

【テーマA】

大学教育推進プログラム（大学における教育の質保証の取組の高度化）

【テーマB】

学生支援推進プログラム（就職支援の強化など総合的な学生支援）

○ 以下の単位で実施する取組を募集の対象とします。

【テーマA】

[大学]

大学全体、学部（複数学部も可）、学部の学科（複数学科も可）で行う取組

[短期大学]

短期大学全体、学科（複数学科も可）、専攻課程（複数専攻課程も可）で行う取組

[高等専門学校]

高等専門学校全体、学科（複数学科も可）で行う取組

※1 複数の大学等での共同の取組を申請することはできません。

※2 大学院研究科、専攻科、及び別科の取組については申請することはできません。

【テーマB】

大学全体（大学院大学を除く）、短期大学全体、高等専門学校全体で行う取組

※1 複数の大学等での共同の取組を申請することも可能です。

※2 学部、学科、専攻課程単位の取組を申請することも可能です。

○ 当該大学等において、大学改革推進等補助金又は研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金等により文部科学省が行っている他のプログラム（以下、「国公私を通じた大学教育改革支援プログラム」という。）で選定されている取組と同一又は類似の取組については申請することはできません。また、過去に選定され補助期間が終了した取組と同一又は類似の取組についても申請することはできません。

○ 当該大学等において、「大学教育・学生支援推進事業」以外の「国公私を通じた大学教育改革支援プログラム」に申請を予定している同一又は類似の取組については申請することはできません。

○ 1つの大学等から、類似の取組を同時に申請することはできません。

○ 【テーマB】において、国立及び公立については、国立大学法人運営費交付金をはじめ、学生支援の取組への様々な財政支援を受けていることから、私立大学を中心に措置します。

(2) 申請件数・募集内容等

○ 【テーマA】の申請については、「組織的な大学院教育改革推進プログラム」及び「国際化拠点整備事業（グローバル30）」を含めて、1つの大学等につき3件まで申請することができます。

【テーマB】の申請については、上記の申請件数にかかわらず、1つの大学等につき、複数の大学等での共同の取組を含め1件まで申請することができます。

○ 【テーマB】において、複数の大学等での共同の取組を申請する場合は、主となる1つの大学等が代表となり申請してください。

[取組の例]（あくまでも例示であり、限定するものではありません。）

【テーマA】

・FDの成果測定、教員の指導の成果の可視化、ティーチングポートフォリオの作成などによる教員の組織的な資質向上を図る取組

- ・ G P A 等成績評価の厳格化・可視化などによる成績評価方法の改善を図る取組
- ・ 単位の実質化（学習時間の向上、上限単位の設定（キャップ制）など）を推進する取組
- ・ 学士力を踏まえた専門教育の見直し（到達目標の明確化、体系的カリキュラムなど）及びその展開
- ・ 教育目標の達成に資する体系的・双方向的な教育方法及びテキスト・教材の開発・作成
- ・ 学習の連続性に配慮した高大連携の取組
- ・ 教室外学習と教室内学習との連携協働による態度・志向性を身に付けさせる取組
- ・ 総合的な学習経験と創造的思考力を身に付けさせる取組

【テーマB】

- ・ 休講期間中の対応、心のケアや法的措置など専門的な対応等、就職相談体制の強化
- ・ ビジスマナー講座、プレゼンテーション能力養成講座、種々の資格取得講座の開設
- ・ 卒業生や保護者を含めた就職相談会の実施、企業との交流促進による求人確保、大学独自の就職情報誌等の作成による情報提供
- ・ 在学生、卒業生の情報のデータベース化や学生に直接、迅速に求人情報を提供するためのメーリングシステムの導入など就職支援の充実
[就職問題懇談会が定めたガイドライン（平成 20 年 12 月 19 日「内定を取り消された学生への対応を含む就職支援に関連して各大学等が取り組むべき事項」）を参照してください。]

※ なお、取組を実施するにあたっては、ワークスタディなどの学生の活用も可能

○【テーマA】を申請する際には、申請の取組の内容に応じて以下の事項から該当するものすべてを選んでください。【テーマB】については選択する必要はありません。

事 項
<p>○教育課程の体系化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 順次性のある体系的な教育課程編成 ・ 幅広い学びを保障する教育課程の体系化 ・ 課題探求能力等を育成する体系的な教育課程編成
<p>○単位制度の実質化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単位制度の実質化を図るための学習時間の確保 ・ 単位制度の実質化を図るための授業計画の明確化 ・ 単位制度の実質化を図るための必要な授業時間の確保 ・ 単位制度の実質化を図るための上限単位の設定（キャップ制）
<p>○教育方法の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 双方向型学習による教育方法の改善 ・ TA を活用した教育方法の改善 ・ SA を活用した教育方法の改善 ・ 少人数指導による教育方法の改善 ・ 情報通信技術を活用した教育方法の改善

<p>○成績評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価基準の設定 ・GPA 等の客観的基準の導入 ・多面的な評価方法による成績評価
<p>○初年次教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初年次教育の充実 ・高大連携の推進
<p>○教職員の職能開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファカルティ・ディベロップメント (FD) の充実 ・スタッフ・ディベロップメント (SD) の充実

○ 取組の趣旨・目的（取組を実施するにあたっての背景（現状と課題）、取組を実施する必要性、具体的な目的等）、取組による達成目標、取組の評価方法（効果測定の方法）、財政支援期間終了後の計画、将来の展望、大学設置基準等への対応等を取りまとめて、文部科学大臣あてに申請書を提出してください。詳細については、「平成 21 年度大学教育・学生支援推進事業【テーマ A 又はテーマ B】申請書類等作成・提出について」をそれぞれ参照してください。

平成21年度 大学教育・学生支援推進事業 【テーマB】（学生支援推進プログラム）

審査要項

I 本事業の趣旨・目的

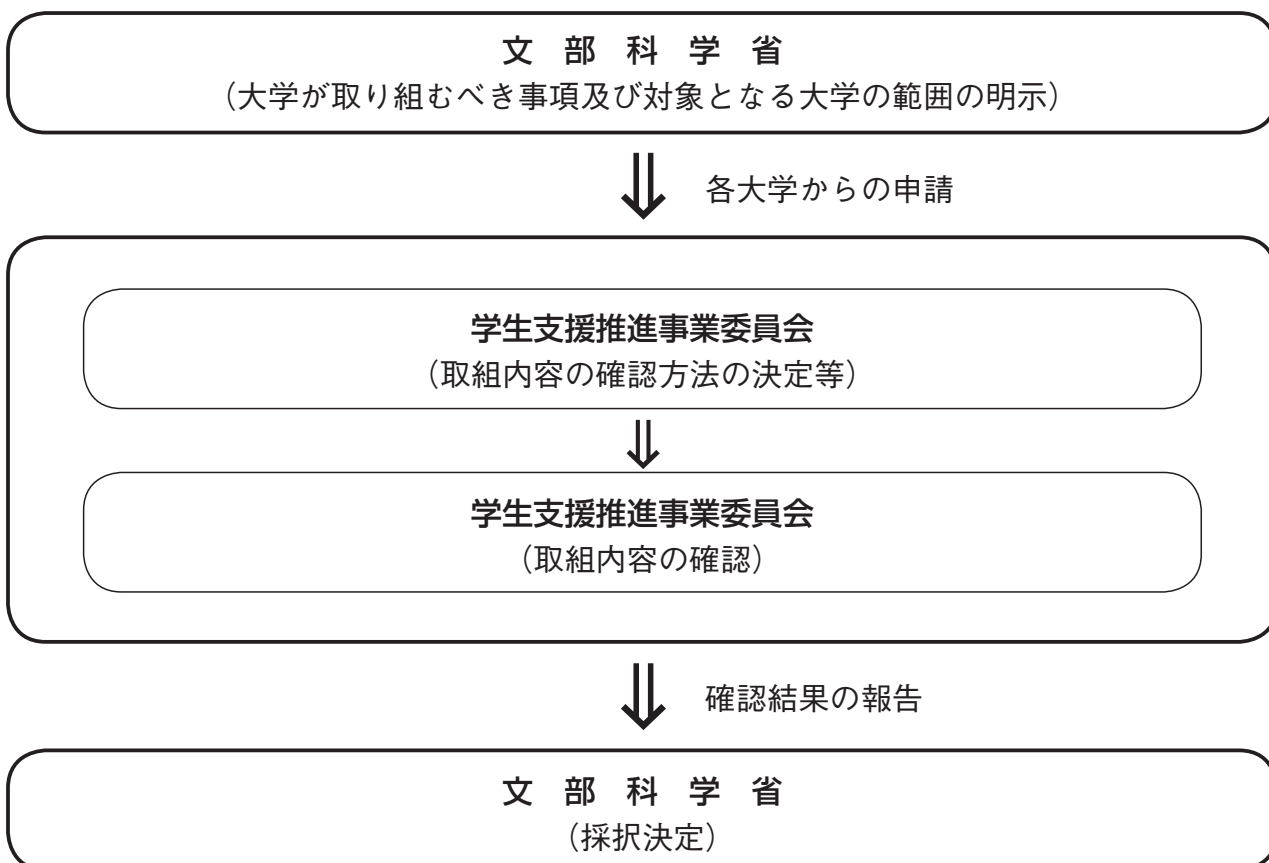
大学教育・学生支援推進事業は、各大学・短期大学・高等専門学校（以下、「大学等」という。）から申請された、各大学等における学士力の確保や教育力向上のための取組の中から、達成目標を明確にした効果が見込まれる取組を選定し、広く社会に情報提供するとともに、重点的な財政支援を行うことにより、我が国の高等教育の質保証の強化に資することを目的とする。

本事業のうち【テーマB】（学生支援推進プログラム）にかかる審査等は、この審査要項により行うものとする。

II 採択までの手順

【テーマB】（学生支援推進プログラム）の採択のための確認等は、独立行政法人日本学生支援機構において運営される「学生支援推進事業委員会」及び文部科学省において行う。

【採択までの流れ】



Ⅲ 審査・確認方法等

1 本事業における取組の採択にあたっては、次の事項に沿って評価する。

- (1) 取組の趣旨・目的・達成目標
 - ・ 学士力の確保や教育力向上のための取組か。
 - ・ 達成目標は明確か。
- (2) 取組の具体的内容・実施体制
 - ・ 取組の具体的内容・実施体制は、目的・達成目標に有効か。
 - ・ 取組の実施体制は具体的か。
- (3) 取組の評価体制・達成目標に対する指標
 - ・ 取組の評価体制は具体的か。
 - ・ 達成目標に対する達成度について具体的な指標が設定されているか。
- (4) 取組の実施計画等
 - ・ 実施計画は具体的か。
 - ・ 財政支援期間終了後の展開は具体的か。

2 就職支援を中心とする取組の場合は、次の事項についても評価する。

(いずれも、平成21年3月1日時点)

- (1) 最終学年在籍の学生に対する内定取消しを受けた学生等の比率
$$\frac{【A】 + 【B】}{【C】}$$
 - 【A】：内定取消しを受けた学生
 - 【B】：企業から内定辞退の示唆などの連絡を受けて内定を辞退した学生
 - 【C】：最終学年に在籍していた学生
- (2) 内定取消しを受けた学生等に対する他の企業等から内定を受けた学生の比率
$$\frac{【D】}{【A】 + 【B】}$$
 - 【D】：内定取消しを受けた学生【A】及び企業から内定辞退の示唆などの連絡を受けて内定を辞退した学生【B】のうち他の企業等から内定を受けた学生
- (3) 最終学年在籍の学生の就職率
$$\frac{【F】}{【E】}$$
 - 【E】：最終学年に在籍していた学生【C】のうち就職を希望していた学生
 - 【F】：就職した学生
- (4) 最終学年在籍の学生に対する求人件数の比率
$$\frac{【G】}{【E】}$$
 - 【G】：求人件数
- (5) 就職支援体制
 - ・ 就職支援相談窓口の有無
 - ・ 最終学年に相当する入学定員に対する就職支援担当職員1人当たりの学生数
$$\frac{【H】}{【I】}$$
 - 【H】：最終学年に相当する入学定員
 - 【I】：就職支援に関する業務を主たる職務とする職員（常勤・非常勤を問わない）

IV その他

1 開示・非開示

(1) 「学生支援推進事業委員会」(以下、「委員会」という。)の審議内容等の取扱いについて

- ① 委員会の会議は、専ら審査等に関する審議内容であるため、審査等の円滑な遂行確保の観点から、会議及び会議資料は、原則、非公開とする。
- ② 審査・評価の結果は、文部科学省へ報告することとする。

(2) 委員氏名について

委員の氏名は、採択後に公表することとする。

2 利害関係者の排除

申請に直接関係する委員は、事務局にその旨申し出ることとし、自己の関係する申請の審査等を行わないこととする。

(利害関係者とみなされる場合の例)

- ・委員が当該大学学部、短期大学、高等専門学校の専任又は兼任として在職(就任予定を含む。)している場合
- ・委員が当該大学・学校法人等の役員として在職(就任予定を含む。)している場合
- ・その他委員が中立・公正に審査等を行うことが困難であると判断される場合

3 情報の管理、守秘義務、申請書の用途制限

(1) 審査等の過程で知り得た個人情報及び対象大学等の審査内容等に係る情報については外部に漏らしてはならない。

(2) 委員として取得した情報(申請書等各種資料を含む)は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。

(3) 審査資料等は、取組の採択を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。

4 状況調査等

本事業の審査・評価方法の改善等のために取組の支援期間終了後に状況調査を行うこととする。

事 務 連 絡

平成20年12月22日

各国公立大学長
各公立短期大学長 殿
各国公立高等専門学校長

文部科学省高等教育局学生支援課長

下 間 康 行

「内定を取り消された学生への対応を含む就職支援に関連して
各大学等が取り組む事項（ガイドライン）」について

標記のことについて、平成20年12月19日（金）に開催された「就職問題懇談会（座長：平野眞一 名古屋大学総長）において、内定を取り消された学生への対応を含む就職支援に関連して各大学等が取り組む事項（ガイドライン）として、別添のとおり、決定されました。

各大学等におかれては、本ガイドラインをご参照の上、内定取消しを受けた学生に対してきめ細かく対応いただくとともに、今後の学生に対する就職支援の一層の充実、強化をお願いいたします。

[本件担当]

高等教育局学生支援課厚生係 市川・三木

電 話 03-5253-4111（内線：2519）

ファクシミリ 03-6734-3391

内定を取り消された学生への対応を含む就職支援に関連して
各大学等が取り組む事項（ガイドライン）

1. 内定取消し問題に関する取組事項について

- 土日や長期休業中（年末年始を含む）など休講期間中の相談体制の確保（電話やメールによる相談への対応など）
- 内定が取り消された場合の対応について、掲示板や文書による学生・教職員への周知
- 内定を取り消された学生個々に対して、本人の希望を踏まえた相談に加えて、内定を取り消した企業との交渉のフォローアップや学生の心の悩みへの対応なども含めきめ細かく対応
- 悪質な内定取消し企業への対応など法的権限が必要な対応についてのハローワークとの連携
- （独）日本学生支援機構における就職支援に関する情報提供（ホームページ）の活用

2. 一般的な就職支援に関する取組事項について

- 就職が決まらなかった卒業生に対する求人情報の提供
- 卒業生を雇用して行う体験発表会や就職相談会の実施
- 父兄・保護者を含めた就職相談会の実施
- ビジネスマナー講座、プレゼンテーション能力養成講座、種々の資格取得講座の開設
- 就職担当窓口職員と各学部の教員との連携
- 教職員による企業訪問や企業との情報交換会の実施などによる求人確保
- ホームページや大学独自の就職情報誌、パンフレットの配布や学内説明会の実施による学生への情報提供
- 土日や休業期間中でも学生に求人情報を届けられるよう、在学生・卒業生の情報をデータベース化するとともに、メーリングシステムを導入

(参考)

就 職 問 題 懇 談 会

改正 平成 16 年 6 月 16 日

1 趣 旨

大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）の卒業予定者に係る就職・採用活動は、学校教育に支障なく、秩序ある形で行われることが望ましいことにかんがみ、大学等卒業予定者の就職活動のあり方について、大学等関係団体が検討・協議を行うため、就職問題懇談会を開催する。

2 役 割

- (1) 学生の就職問題について調査し、検討・協議を行うこと。
- (2) 学生の就職問題についての大学等関係団体間の必要な申合せを行うこと。
- (3) 学生の就職問題に関し、企業団体等と必要な折衝を行うこと。
- (4) その他学生の就職問題に関係する事項を取り扱うこと。

3 構 成

就職問題懇談会は次の大学等関係団体をもって構成する。

(社) 国 立 大 学 協 会
公 立 大 学 協 会
日 本 私 立 大 学 団 体 連 合 会
全 国 公 立 短 期 大 学 協 会
日 本 私 立 短 期 大 学 協 会
(独) 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構
全 国 公 立 高 等 専 門 学 校 協 会
日 本 私 立 高 等 専 門 学 校 協 会

4 運 営 方 法

就職問題懇談会の運営は、大学等関係団体を代表する者として各団体から推薦される者による合議により行う。

*座 長：平野 眞一 名古屋大学長（懇談会を主宰）

副座長：大橋 秀雄 工学院大学理事長

5 事 務 局

事務局は、文部科学省高等教育局学生支援課に置く。

「大学教育・学生支援推進事業」学生支援推進プログラム事例集

平成 22 年 3 月

監修 文部科学省

〒 100-8959

東京都千代田区霞が関 3-2-2

電話：03-5253-4111（代表）

ホームページアドレス：<http://www.mext.go.jp>

企画・編集・発刊 独立行政法人日本学生支援機構 学生生活部 学生生活計画課

〒 135-8630

東京都江東区青海 2-2-1

電話：03-5520-6168

ホームページアドレス：<http://www.jasso.go.jp>

※ 「大学教育・学生支援推進事業」学生支援推進プログラムに関する各種情報は、
文部科学省及び独立行政法人日本学生支援機構のホームページに掲載しています。